

桜が丘保養園 利用料のお知らせ

特別養護老人ホーム

*介護報酬改定により、令和6年4月1日より利用料金が変更となります

① 基本サービス費

	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	732単位	802単位	871単位
1か月あたり (1割)	23,008円	25,209円	27,379円

(1単位 = 10.14円)

② 加算

ア) 全員に算定する加算 (自己負担額)		
加算名		単位
日常生活継続支援加算	1日あたり	36
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1月あたり	10
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1月あたり	5
新興感染症等施設療養費	1日あたり	240
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月あたり	10
ADL維持加算		30
精神科医師定期的療養指導加算	1日あたり	5
排泄支援加算Ⅰ	1月あたり	10
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月あたり	13
個別機能訓練加算Ⅰ	1日あたり	12
個別機能訓練加算Ⅱ	1月あたり	20
個別機能訓練加算Ⅲ	1月あたり	20
看護体制加算Ⅰ口	1日あたり	4
看護体制加算Ⅱ口	1日あたり	8
夜勤職員配置加算Ⅲ口	1日あたり	16
科学的介護推進体制加算Ⅱ	1月あたり	50
協力医療機関連携加算	1月あたり	5
協力医療機関連携加算	1月あたり	100
↓		
令和6年7月1日より変更		
協力医療機関連携加算	1月あたり	50
介護処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総額の8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総額の2.7%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護報酬総額の1.6%	
↓		
令和6年6月1日より変更		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総額の14%	

イ) 該当の方に算定する加算 (自己負担額)		
加算名		単位
初期加算 (入所日から30日以内に限る)	1日あたり	30
入所時情報提供連携加算Ⅰ		250
福祉施設外泊時費用 (月6日限度)	1日あたり	246
外泊時在宅サービス利用費用 (月6日限度)	1日あたり	560
生活機能向上連携加算	1月あたり	100
再入所時栄養連携加算	1回限り	200
退所前連携加算	1回限り	500
退所時情報提供加算Ⅱ	1回限り	250
退所時栄養情報連携加算	1回限り	70
退所時等相談援助加算		400
退所前訪問相談援助加算	1回毎	460
退所後訪問相談援助加算	1回毎	460
看取り介護加算Ⅱ	1日あたり	72
看取り介護加算Ⅱ	1日あたり	144
看取り介護加算Ⅱ	1日あたり	780
看取り介護加算Ⅱ	1日あたり	1580
配置医師緊急時対応加算	早朝6:00~8:00 夜間18:00~22:00	650
配置医師緊急時対応加算	深夜22:00~6:00	1300
配置医師緊急時対応加算	日中8:00~18:00	325
経口維持加算Ⅰ	1月あたり	400
経口維持加算Ⅱ	1月あたり	100
自立支援促進加算	1月あたり	280
安全対策体制加算	1回限り	20
療養食加算 (1日につき3回を限度)	1回あたり	6
口腔衛生管理加算Ⅱ		110
認知症ケアチーム推進加算Ⅰ	1月あたり	150

食費	1日あたり 1600円
居住費	1日あたり855円 (令和6年7月末まで) ⇒ 令和6年8月より変更 1日あたり915円

短期入所生活介護事業所

(1単位 = 10.14円)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料	451単位	561単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
送迎加算 (片道)	184単位 / 1回あたり		184単位 / 1回あたり				
療養食加算	8単位 / 1食あたり		8単位 / 1回食あたり				
機能訓練体制加算	/		12単位				
看護体制加算 (I)			4単位				
看護体制加算 (II)			8単位 / 1日あたり				
夜勤職員配置加算 (III)			15単位				
看取り連携加算			64単位 / 1日あたり 7日限度 (死亡日及び死亡日以前30日以下)				
認知症専門ケア加算 (I)			3単位 / 1日あたり		3単位		
認知症専門ケア加算 (II)	4単位 / 1日あたり		4単位				
医療連携強化加算	/		58単位				
サービス提供体制加算 (II)			18単位 / 1日あたり		18単位		
緊急短期入所受入加算	/		90単位				
認知症行動・心理症状緊急対応加算			200単位 / 1日あたり		200単位		
生活機能向上連携加算 (I)	100単位 / 1月あたり		100単位				
生産性向上推進体制加算 (I)	100単位 / 1月あたり		100単位				
生産性向上推進体制加算 (II)	10単位 / 1月あたり		10単位 / 1月あたり				
口腔連携強化加算	50単位 / 1月あたり		50単位				

処遇改善加算 (I)		27/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (I)		83/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算		16/1000



令和6年6月1日より変更

介護職員等処遇改善加算 I	介護報酬総額の14%
---------------	-------------------

通所介護事業所

(1単位 = 10.14円)

利用料	要支援1	要支援2	月～金 土	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1798単位/月 (週1回利用)	3621単位/月 (週2回利用)		658単位	777単位	900単位	1023単位	1148単位
入浴介助加算(Ⅰ)				1日につき +40単位				
口腔機能向上加算(Ⅱ)				1回につき +160単位(月2回を限度)				
通所型独自サービス口腔機能向上加算(Ⅱ)				1回につき +160単位(月1回を限度)				
通所型独自一体的サービス提供加算	1回につき +160単位(月1回を限度)							
通所型独自サービス科学的介護推進加算	栄養改善及び口腔機能向上 480単位/月							
通所型独自サービス介護サービス科学的介護推進加算	1月につき40単位を加算							
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ				1日につき +56単位				
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ				1日につき +76単位				
個別機能訓練加算(Ⅱ)				1日につき +20単位				
中重度者ケア体制加算				1日につき40単位を加算				
認知症加算				1日につき +60単位				
通所介護サービス科学的介護推進加算				1日につき40単位を加算				
通所型独自サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位/月 要支援2 176単位/月							
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				1回につき22単位を加算				

*介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算・通所介護ベースアップ等支援加算はR6.5月までは現行

令和6年7月1日より

ADL維持等加算(Ⅰ)			1月につき30単位を加算
ADL維持等加算(Ⅱ)			1月につき60単位を加算

令和6年6月1日より

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			1月につき +所定単位×9.2%
---------------	--	--	------------------

訪問介護事業所

(1単位 : 10.21円)

サービスの種類	所要時間	利用者負担額
身体介護	20分未満	163単位/回
	20分以上30分未満	244単位/回
	30分以上1時間未満	387単位/回
	1時間以上1時間30分未満 (1時間から加算し 以後30分増すごとに	567単位/回
		82単位/回
生活援助	20分以上45分未満	179単位/回
	45分以上	220単位/回
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	65単位/回 (195単位を限度)
予防訪問介護	1176単位～3727単位 /月	
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 100分の10	
口腔機能強化加算	50単位 /回 (月1回)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の人材育成を図っている事業所へ	介護報酬総単位数の1000分の137
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員、資質向上、労働環境処遇改善へ	介護報酬総単位数の1000分の63
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護報酬総単位数の1000分の24

令和6年6月1日より変更



介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		介護報酬総単位数の1000分の245
----------------	--	--------------------